



背景・目的

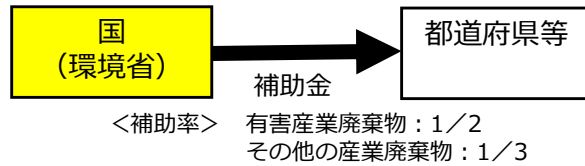
集中豪雨等による浸水や土砂崩壊に伴って、都道府県等による特定支障除去等事業の事業地内から、不法投棄された廃棄物に起因する汚染の事業地外への流出が想定されることから、防災・減災に向けた緊急対策として早急に当該事業を進める必要がある。

事業スキーム

<平成10年6月16日以前の不法投棄等>

●産廃特措法に基づく支援

- 産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県等が実施する特定支障除去等事業へ支援
- 平成35年3月31日までの時限立法



事業概要

産業廃棄物の不法投棄等事案について、行為者等の資力が乏しい場合や所在が不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障の除去等を実施せざるを得ないケースが生じている。この行政代執行による生活環境保全上の支障（土壌・地下水の有害物質による汚染等）の除去等事業を早期に実施することにより、防災・減災に向けた対策を行う。

期待される効果

早期に不法投棄等による生活環境保全上の支障等を除去することで、産業廃棄物に起因する汚染地下水等の事業地外への流出リスクを低減させる。

事業目的・概要等

イメージ

崩落箇所

崩落箇所

地下水汚染除去工事箇所

都道府県等を財政支援

土壌・地下水の汚染

土壌汚染

地下水汚染

＜都道府県等＞
支障除去等事業の実施

地域住民の生活環境の保全